

議第10号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後								
(手数料の種類及び金額)				(手数料の種類及び金額)								
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。								
種類		1件につき	件数区分等	種類		1件につき	件数区分等					
(1)の部～(37)の部 (略)				(1)の部～(37)の部 (略)								
(38) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関する事務	普通河川等における砂利採取計画の認可	37,700	1計画をもつて1件とする。	(38) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関する事務	普通河川等における砂利採取計画の認可	33,900	1計画をもつて1件とする。					
	普通河川等における砂利採取計画の変更認可	17,000			普通河川等における砂利採取計画の変更認可	15,000						
(39)の部～(41)の部 (略)				(39)の部～(41)の部 (略)								
(42)の部・(43)の部 (略)			1申請をもつて1件とする。	(42)の部・(43)の部 (略)			1申請をもつて1件とする。					
(44) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可	(1)の項・(2)の項 (略)			1申請をもつて1件とする。	(44) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可	(1)の項・(2)の項 (略)		1申請をもつて1件とする。				
	に基づく貯蔵所の設置の許可	(3) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	530,000			(3) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	570,000					
		に基づく貯蔵所の設置の許可	(4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（(5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵				ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの		830,000	(4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（(5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	880,000
							イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの		1,010,000		イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,070,000
			ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの				1,120,000		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの		1,200,000	
			エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの				1,420,000		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの		1,520,000	
			オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの				1,660,000		オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの		1,780,000	
カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キ	3,880,000	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キ	4,070,000									

タンクのうち 総務省令で定 めるものに係 る特定屋外タ ンク貯蔵所（ （5）において「 浮き蓋付特定 屋外タンク貯 蔵所」という 。）及び岩盤 タンクに係る 屋外タンク貯 蔵所を除く。）	ロリットル以上30万キロリットル 未満のもの	
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キ ロリットル以上40万キロリットル 未満のもの	<u>5,100,000</u>
(5) 浮き屋根式 特定屋外タン ク貯蔵所及び 浮き蓋付特定 屋外タンク貯 蔵所	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キ ロリットル以上のもの	<u>6,290,000</u>
	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロ リットル以上5千キロリットル未満 のもの	<u>1,130,000</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロ リットル以上1万キロリットル未満 のもの	<u>1,340,000</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロ リットル以上5万キロリットル未満 のもの	<u>1,500,000</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロ リットル以上10万キロリットル未 満のもの	<u>1,830,000</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キ ロリットル以上20万キロリットル 未満のもの	<u>2,140,000</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キ ロリットル以上30万キロリットル 未満のもの	<u>4,350,000</u>
キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キ ロリットル以上40万キロリットル 未満のもの	<u>5,570,000</u>	

タンクのうち 総務省令で定 めるものに係 る特定屋外タ ンク貯蔵所（ （5）において「 浮き蓋付特定 屋外タンク貯 蔵所」という 。）及び岩盤 タンクに係る 屋外タンク貯 蔵所を除く。）	ロリットル以上30万キロリットル 未満のもの	
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キ ロリットル以上40万キロリットル 未満のもの	<u>5,340,000</u>
(5) 浮き屋根式 特定屋外タン ク貯蔵所及び 浮き蓋付特定 屋外タンク貯 蔵所	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キ ロリットル以上のもの	<u>6,490,000</u>
	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロ リットル以上5千キロリットル未満 のもの	<u>1,180,000</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロ リットル以上1万キロリットル未満 のもの	<u>1,410,000</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロ リットル以上5万キロリットル未満 のもの	<u>1,580,000</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロ リットル以上10万キロリットル未 満のもの	<u>1,940,000</u>
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キ ロリットル以上20万キロリットル 未満のもの	<u>2,260,000</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キ ロリットル以上30万キロリットル 未満のもの	<u>4,550,000</u>
キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キ ロリットル以上40万キロリットル 未満のもの	<u>5,820,000</u>	

		ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>6,770,000</u>
(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所		ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	<u>5,750,000</u>
		イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>7,250,000</u>
		ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>10,700,000</u>
(7)の項～(12)の項 (略)			

(45)の部～(55)の部 (略)

(56) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(1)の項・(2)の項 (略)		
	(3) 基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所)	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	<u>410,000</u>
		イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>540,000</u>
		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>700,000</u>
		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>920,000</u>
		オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,040,000</u>
		カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>1,600,000</u>
		キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>1,820,000</u>
		ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キ	<u>2,030,000</u>

		ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>7,070,000</u>
(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所		ア 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	<u>5,930,000</u>
		イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>7,470,000</u>
		ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>10,900,000</u>
(7)の項～(12)の項 (略)			

(45)の部～(55)の部 (略)

(56) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(1)の項・(2)の項 (略)		
	(3) 基礎・地盤検査(特定屋外タンク貯蔵所)	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	<u>420,000</u>
		イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>560,000</u>
		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>730,000</u>
		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>960,000</u>
		オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,090,000</u>
		カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>1,660,000</u>
		キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>1,900,000</u>
		ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キ	<u>2,120,000</u>

		ロリットル以上のもの	
(4) 溶接部検査 (特定屋外タンク貯蔵所)	ア	危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	<u>490,000</u>
	イ	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>630,000</u>
	ウ	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>990,000</u>
	エ	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>1,310,000</u>
	オ	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,720,000</u>
	カ	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>3,320,000</u>
	キ	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>4,060,000</u>
	ク	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>4,650,000</u>
(5) 岩盤タンク 検査(屋外タンク貯蔵所)	ア	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	<u>9,100,000</u>
	イ	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>12,400,000</u>
	ウ	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>17,000,000</u>
(57)の部 (略)			
(58) 消防法第14条の3第	(1) 特定屋外タンク貯蔵所(	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満	<u>310,000</u>

		ロリットル以上のもの	
(4) 溶接部検査 (特定屋外タンク貯蔵所)	ア	危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	<u>530,000</u>
	イ	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>680,000</u>
	ウ	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1,030,000</u>
	エ	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>1,410,000</u>
	オ	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,780,000</u>
	カ	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>3,430,000</u>
	キ	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>4,190,000</u>
	ク	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>4,800,000</u>
(5) 岩盤タンク 検査(屋外タンク貯蔵所)	ア	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	<u>9,320,000</u>
	イ	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>12,600,000</u>
	ウ	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>17,300,000</u>
(57)の部 (略)			
(58) 消防法第14条の3第	(1) 特定屋外タンク貯蔵所(	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満	<u>320,000</u>

1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	のもの			
		イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	430,000		
		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	720,000		
		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	960,000		
		オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,210,000		
		カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	2,950,000		
		キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	3,620,000		
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	4,170,000			
	(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	2,660,000		
		イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	3,190,000		
ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの		4,790,000			
(3)の項 (略)					
(58)の2 高圧	(1)の項~(7)の項 (略)				
ガス保安法 (昭和26年法律第204号)	(8) 法第44条第1項に規定する容器検査	容器検査等 手数料	アの部分 (略)		1個をもつて1件とする。
			イ 繊維強化プラスチック	内容積が1リットル未満のもの部分 (略)	

1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	のもの			
		イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	460,000		
		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	750,000		
		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,020,000		
		オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,300,000		
		カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	3,150,000		
		キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	3,870,000		
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	4,460,000			
	(2) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	2,690,000		
		イ 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	3,230,000		
ウ 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの		4,830,000			
(3)の項 (略)					
(58)の2 高圧	(1)の項~(7)の項 (略)				
ガス保安法 (昭和26年法律第204号)	(8) 法第44条第1項に規定する容器検査	容器検査等 手数料	アの部分 (略)		1個をもつて1件とする。
			イ 繊維強化プラスチック	内容積が1リットル未満のもの部分 (略)	

。以下この部  
において「法  
」という。)の  
施行に関する  
事務

又は法第49  
条第1項に規  
定する容器再  
検査

チック複 合容器又 は圧縮天 然ガス自 動車燃料 装置用容 器（アに 掲げるも のを除く 。）	内容積が1 リットル以 上5リット ル未満のも の	<u>180</u>
	内容積が5リットル以上3 0リットル未満のもの部分～内容積が150リット ル以上のものの部分（略）	
ウ 高強度 鋼容器（ ア又はイ に掲げる ものを除 く。）	内容積が1リットル未満の ものの部分・内容積が1リ ットル以上5リットル未満 のもの部分（略）	
	内容積が5 リットル以 上30リッ トル未満の もの	<u>220</u>
	内容積が3 0リットル 以上のもの	<u>220</u> 円に1 0リットル又 は10リット ル満たない端 数を増すごと に4円を加え る額
エ アから ウまでに 掲げるも の以外の もの	内容積が1 リットル未 満のもの	<u>90</u>
	内容積が1リットル以上5 リットル未満のもの部分 ～内容積が1,000リッ トル以上のものの部分（ 略）	

。以下この部  
において「法  
」という。)の  
施行に関する  
事務

又は法第49  
条第1項に規  
定する容器再  
検査

チック複 合容器又 は圧縮天 然ガス自 動車燃料 装置用容 器（アに 掲げるも のを除く 。）	内容積が1 リットル以 上5リット ル未満のも の	<u>160</u>
	内容積が5リットル以上3 0リットル未満のもの部分～内容積が150リット ル以上のものの部分（略）	
ウ 高強度 鋼容器（ ア又はイ に掲げる ものを除 く。）	内容積が1リットル未満の ものの部分・内容積が1リ ットル以上5リットル未満 のもの部分（略）	
	内容積が5 リットル以 上30リッ トル未満の もの	<u>210</u>
	内容積が3 0リットル 以上のもの	<u>210</u> 円に1 0リットル又 は10リット ル満たない端 数を増すごと に3円を加え る額
エ アから ウまでに 掲げるも の以外の もの	内容積が1 リットル未 満のもの	<u>80</u>
	内容積が1リットル以上5 リットル未満のもの部分 ～内容積が1,000リッ トル以上のものの部分（ 略）	

	(9)の項 (略)			
	(10)の項・(11)の項 (略)			
(58)の3 液化	(1)の項～(3)の項 (略)			
石油ガスの保	(4)の項～(12)の項 (略)			1申請をも つて1件と する
安の確保及び 取引の適正化 に関する法律 (以下この部 において「法 」という。) の施行に關 する事務	(13) 法第37条 の4第3項に おいて準用す る法第37条 の2第1項に 規定する充て ん設備の変更 の許可の申請 に対する審査	充てん設備変更許可申請手数料	19,000 円に変更に係 る充てん設備 の数を乗じて 得た額	
	(14)の項～(16)の項 (略)			
(59)の部 (略)				
備考 (略)				

	(9)の項 (略)			
	(10)の項・(11)の項 (略)			
(58)の3 液化	(1)の項～(3)の項 (略)			
石油ガスの保	(4)の項～(12)の項 (略)			1申請をも つて1件と する
安の確保及び 取引の適正化 に関する法律 (以下この部 において「法 」という。) の施行に關 する事務	(13) 法第37条 の4第3項に おいて準用す る法第37条 の2第1項に 規定する充て ん設備の変更 の許可の申請 に対する審査	充てん設備変更許可申請手数料	17,000 円に変更に係 る充てん設備 の数を乗じて 得た額	
	(14)の項～(16)の項 (略)			
(59)の部 (略)				
備考 (略)				

2 (略)

2 (略)

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第2条第1項の表(38)の部、(44)の部、(56)の部及び(58)の部から(58)の3の部までの規定は、平成30年4月1日以後に申請のあつた事項に係る手数料について適用する。